電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一 部を改正する法律

(平成一五年七月二四日法律第一二五号)

一、提案理由(平成一五年五月八日・参議院総務委員会)

国務大臣(片山虎之助君) 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の電話の役務に係る接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、民間能力の一層の活用を図るため、端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行うものは、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他所要の規定の整備をするとともに、特定端末機器の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を、技術基準に適合するものとして、その設計について自ら確認できることとしております。

第二に、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は事前届出制へと改める、第一種電気通信事業の休廃止の許可制を廃止して事後届出制へと改める、電気通信役務に係る料金及び契約約款についての事前規制を原則として廃止すること等の措置を講ずることとしております。

第三に、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、基礎的電気通信役務の契約約款について事前届出制とするとともに、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持しなければならないこととしております。

第四に、指定電気通信役務について、適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため、料金その他の提供条件について保障契約約款を作成し、事前に総務大臣に届け出なければならないこととしております。

第五に、利用者保護の充実を図るため、電気通信事業者等は、国民の日常生活に係る電気通信役務の提供に関する契約を締結等するときは、料金その他の提供条件の概要に

ついて説明しなければならないこととするとともに、電気通信事業者は、その業務の方法等についての苦情及び問い合わせについて適切かつ迅速にこれを処理しなければならないこととし、あわせて、電気通信事業者は事業を休廃止しようとするときは、利用者に事前に周知させなければならないこととしております。

第六に、線路敷設の円滑化を図るため、電気通信事業者は、その電気通信事業の全部 又は一部について総務大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた電 気通信事業者について線路敷設のための土地の使用の特例規定を適用することとしてお ります。

第七に、重要通信の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、電気通信事業者は他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならないこととしております。

第八に、総務省令で定める期間における東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社の特定接続料が同等の水準となることを確保するため、東日本電信電話株式会社は西日本電信電話株式会社に対し、総務省令で定める方法により算定された額の金銭を交付することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分の廃止に係る規定、基礎的電気通信役務の提供確保に係る規定、指定電気通信役務に係る規定、利用者保護の充実に係る規定、総務大臣の認定に係る規定、重要通信に係る規定等は、公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日、また、東日本電信電話株式会社の金銭の交付に係る規定は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、参議院総務委員長報告(平成一五年五月二三日)

山崎力君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査 の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ユニバーサルサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保しつつ電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、同事業の第一種及び第二種の区分を廃止する等、規制の合理化のための措置を講ずるとともに、民間能力の一層の活用を図るため、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととするほか、末端機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設し、あわせて、東・西NTTの電話の接続料が同等の水準となることを確保する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信事業の第一種、第二種の区分を廃止することの意義、 事業者への規制見直しの必要性、新たに設けられる利用者保護制度の効果、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方、ユニバーサルサービス基金の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より 反対の旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

なお、本法律案に対し八項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附带決議(平成一五年五月二二日)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、ブロードバンド・インターネット・サービスやIP電話等に関する利用者の苦情や問合せが急増している中で、契約約款に関する規制が緩和されるに際し、事業者や代理店が利用者の苦情や問合せに対して適切な対応を行うよう、より一層の利用者保護の充実に努めること。
- 二、光ファイバー網の構築が複数の事業者による競争環境下でなされている現状を踏まえ、事業者間の競争条件の対等化及び投資インセンティブの促進、更には地方都市における光ファイバー網の整備促進のために、光ファイバーに関する指定電気通信設備規制の在り方について競争状況の進展を踏まえながら検討を行うこと。
- 三、ボトルネック設備のオープン化により、ユーザーサービスの提供に関してはいずれの事業者も対等な立場にあることを踏まえ、ユーザーサービスに対する非対称規制についてはより一層の規制緩和を進めること。特にブロードバンド・インターネット・サービスなど、今後自由な競争の下で発展が期待される分野のサービスについては、より迅速で多様なサービスが提供されるよう、指定電気通信役務規制等の在り方について競争状況の変化に応じた適時適切な見直しを行うこと。
- 四、料金に対するプライスキャップ規制については、競争が十分に進展していることや、 市場構造の変化により電話加入数等が減少している状況に適合しなくなっていること を踏まえて、早急に見直しを行うこと。
- 五、ブロードバンド・インターネット・サービスが急速に普及する中で、過疎地等におけるサービス展開を一層促進し、いわゆるデジタル・ディバイドの解消を始め緊急通報・重要通信の確保等の観点から、ユニバーサルサービス基金の運用方法の見直しを行うこと。
- 六、ブロードバンド・インターネット・サービスについては、電話サービスと異なり県内・県間の区分が馴染まない分野であることを踏まえ、柔軟かつ迅速にサービス提供が可能となるよう、地域会社の業務範囲拡大について一層の手続の簡素化及び迅速化

を図ること。

- 七、長期増分費用方式は事業者が現実に投下した資本を回収できないという構造的な問題を有しているとともに、長期増分費用方式の前提そのものが固定電話の減少及びI P通信の進展という現実の事業環境に対応したものとする観点から、実際費用を十分に配慮した算定方式への見直しを行うこと。また、利用者負担の軽減を図るため、施設設置負担金や基本料等の料金体系見直しについて検討を行うこと。
- 八、政府が保有するNTT株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤 の高度化及びユニバーサルサービスの確保に必要な既存電話網の維持のために活用す ること等を中心に、幅広い観点から検討を行うこと。 右決議する。
- 三、衆議院総務委員長報告(平成一五年七月一七日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電気通信事業者の多様な事業展開を促す等のため、電気通信事業についての 事業区分を廃止する等規制の合理化のための措置を講ずるとともに、端末機器の技術基 準適合性をみずから確認する制度を新設するほか、東日本電信電話株式会社と西日本電 信電話株式会社の特定の接続料が同等の水準となることを確保する措置等を講じようと するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る七月七日に本委員会に付託され、翌八日片山 総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛 成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。